

令和7年9月 定例市長・市政記者懇談会の結果について

日時 令和7年9月1日（月）午前11時00分～11時45分

場所 市役所2階 第3委員会室

出席 市政記者クラブ12社 14名

会見内容

1. 話題提供（6項目）

1 文化財保護法を踏まえた市内での開発行為への対応について

- はじめに、文化財保護法を踏まえた市内での開発行為への対応についてです。
- 市内において、天然記念物の保存に及ぼす影響が軽微であるか評価できない開発行為として、太陽光発電施設の設置に関する工事が実施されていることから、本年8月21日付けで、文化財保護法第125条第1項の規定を踏まえた当該開発行為への対応について、同法第189条に基づき文化庁に対して「釧路市から実施者に対し、実施者が実施または実施を計画している開発行為が天然記念物の保存に及ぼす影響について、専門家への意見を聴取して市に報告することを再度求めるとともに、影響が軽微であると評価できない場合は、実施者に対し影響が軽微となるよう必要な対応をとることを求める。」ことが適切であるとする意見について、照会をいたしました。
- 翌22日付けで、文化庁より文化財保護法に基づく手続きが遺漏なく実施されるよう、意見のとおりに対応するようにといった回答があったことから、26日付け文書にて、開発行為を行う事業者に対して、文化庁の見解として、その旨を通知するとともに、工事現場近傍において飼養中の天然記念物への騒音対策の実施や、天然記念物の保存に影響を及ぼす行為を、その及ぼす影響について事前に十分な確認を行わずに実施している場合、文化財保護法の規定に抵触し、罰則が科せられる可能性や、文化庁長官から原状回復を命じられる可能性があること、さらに、仮に文化財保護法の規定に抵触している行為が行われた場合は、必要に応じて市から管轄の捜査機関へ情報提供を行うことなども通知したところであります。
- なお、本件に関する天然記念物鳥類の経緯については、開発行為の実施者から博物館に提供された事前調査に係わる資料では情報が不足していた状況において、市民の通報などを基に確認したところ、本年6月24日、事業者より太陽光発電施設の準備工であることが認められるとともに、事前調査は既に終わっているといった主張がされたことから、博物館では、タンチョウにおいては総合的な見地での専門家意見の聴き取り、さらにオジロワシにおいても同様に専門家意見の聴き取りをすることなど、事業者に対し助言を行ってまいりました。
- その後、事業者から博物館へタンチョウに関する専門家意見の提出はあったものの、前回同様、影響評価までに至らず、また、オジロワシに関する専門家意見の提出は、なされないまま、工事が継続されているといった状況であります。

2 海外姉妹都市交流（バーナビー市）について

- つぎに、バーナビー市との海外姉妹都市交流についてです。
- 本年は、昭和40年9月9日にカナダのバーナビー市と姉妹都市提携を結んでから60周年を迎えることを記念し、去る7月10日から15日までの日程で、釧路市公式訪問団10名がバーナビー市を訪問しました。
- 現地では記念式典や歓迎レセプションに参加したほか、60周年を記念して「釧路レー

ン」と命名していただいた地元の小道の前でテープカットセレモニーが開催されるなど、素晴らしい歓迎を受けたところであります。

- また、今月12日から16日には、バーナビー市から11名の訪問団が、在バンクーバー日本国総領事も一緒に、来釧される予定となっており、歓迎レセプションの開催や「釧路大漁どんぱく」での花火鑑賞などを予定しております。
- あわせて、この度、幸町緑地の通路の一部に「バーナビーのこみち」と愛称を付け、訪問団の皆様とともに看板の除幕式を行う予定です。
- こうした取り組みによって、今後、より一層、市民交流の輪が広がり、両市の友好関係が次の世代へと引き継がれていくことを期待しているところであります。

3 令和7年国勢調査の実施について

- つぎに、令和7年国勢調査の実施についてです。
- 10月1日（水）を調査期日として、全国一斉に国勢調査を実施いたします。
- 国勢調査は、5年に1度実施される日本国内に住んでいる全ての人・世帯を対象として行われる国の最も重要な統計調査です。
- 9月20日（土）から9月30日（火）にかけて、調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布いたします。
- ご不在の場合は、連絡メモを投函し、再訪問する日程についてお知らせいたします。それでもお会いできない場合は、調査書類を郵便受け等に投函させていただく場合があります。
- 調査書類が届きましたら、『インターネット回答』、紙の調査票を『郵送にて提出』あるいは『調査員へ提出』のいずれかの方法で、10月8日（水）までにご回答をお願いします。
- なお、インターネットでの回答は、スマートフォンやパソコンから24時間いつでも簡単・便利にできますので、是非ご利用ください。
- 調査結果は、福祉、教育、雇用、防災をはじめとする様々な行政施策の大切な基礎資料になりますので、調査へのご協力をお願い申し上げます。

4 第53回全国消防救助技術大会への出場について

- つぎに、第53回全国消防救助技術大会への出場について、ご報告いたします。
- 7月19日に札幌市にて開催された第53回全道消防救助技術訓練指導会において、釧路市から出場した「陸上の部・障害突破チーム」と、同じく「陸上の部・ほふく救出チーム」が、それぞれ見事、全国大会への出場を決めました。
- 「障害突破」とは5人一組で実施する競技で全国出場は12年ぶり、「ほふく救出」は3人一組で実施する競技で、全国大会は初出場となります。
- 快挙を成し遂げた隊員たちは、8月30日に兵庫県で開催された第53回全国消防救助技術訓練大会へ、消防長・指導者とともに派遣されており、全国から集った約1000名のオレンジ服の精鋭たちとともに、猛暑の中、みごと入賞を果たしたとの報告を受けたところです。

5 マイナ救急実証事業の開催について

- つぎに、令和7年度から本市が実証事業目的に参加を予定している「マイナンバーカードを活用した救急業務」、いわゆるマイナ救急についてご報告いたします。
- マイナ救急とは、総務省消防庁が主導する事業であり、傷病者が所持する「マイナ保険証」を活用することで、救急現場において氏名、既往歴、服薬情報などの医療情報を救急隊がリアルタイムで取得し、適切な応急処置や円滑な搬送先病院の選定を可能とする取り

組みです。

- 令和4年度から一部の消防本部で実証事業を開始、令和7年10月1日より釧路市を含む、全国全ての720消防本部・5334隊が実証事業に参加、釧路市においては8隊参加することになりました。
- 今回の実証にあたっては、タブレット端末及びカードリーダーが、国より無償で貸与されます。

6 第22回釧路大漁どんぱくの開催について

- つづきまして、第22回釧路大漁どんぱくの開催について お知らせいたします。
- 『釧路大漁どんぱく』が、いよいよ来週末、13日（土曜日）、14日（日曜日）の2日間、「幸町緑地および釧路市観光国際交流センター前庭特設会場ほか」にて開催されます。
- 本年も、様々な屋台グルメが楽しめるほか、釧路市の姉妹都市・友好都市等5市町から厳選された特産品が一堂に集まり、普段味わうことのできない地域の逸品が楽しめるなど、「どんぱく」の「ぱく」を体現する内容となっております。
- また、どんぱくの「どん」を体現するメインイベント『釧路大漁どんぱく花火大会』は、13日（土曜日）午後7時から7時50分までの50分を予定しており、午後7時30分頃には、北海道最大で唯一の三尺玉が打ち上げられ、夜空を華やかに彩ります。
- このほかにも、釧路の農業に「触れて食べて遊べる」イベント『農業農村フェア』など、さまざまな企画が盛りだくさんとなっております。
- ご家族、ご友人の皆様をお誘いあわせのうえ、是非、ご来場くださいますよう、お願い申し上げます。

2. 質疑要旨

（質問）

- ・ バーナビー市との海外姉妹都市交流について、7月に市長を含め公式訪問団がバーナビー市を訪問した際にどのような交流、成果があったか、市長の受け止めをお聞かせください。

（市長）

- ・ バーナビー市議会に行き、新たに調印をさせていただいたことで、釧路市とバーナビー市の長い歴史的な関係に触れることができました。60年前に調印した市長の息子さんも調印式にいらっしやっていて、長い歴史や想いを伝えていただきました。
- ・ また、サイモン・フレイザー大学も視察させていただきました。バーナビー市の大学、そして教育システムは非常に自由度が高く進んでおり、驚かされるものがありました。
- ・ バーナビー市はまちも急成長しており、60年前は釧路市の人口が多かったのですが、今ではバーナビー市は人口25万人となっており、まちの発展を感じさせていただきました。
- ・ これからいらっしやっていただく訪問団の中にも、我々が訪問したときにお会いした方々が多くいらっしやるので、改めて交流を深めて、この先の未来に繋げていきたいと思っています。

（質問）

- ・ 市長がバーナビー市に行かれた時に、バーナビー市長が釧路にいらっしやり、すれ違いが生じていたと思いますが、そういった状況で公式の交流、意思確認などに問題はなかったのでしょうか。

（市長）

- ・ バーナビー市は議員も市長の代理という形で、制度的に我々の思う議会の仕組みではな

く、そういった形でしっかり代理をしていただいた議員の方もいらっしゃるし、ハーレー市長に遠隔で調印式にも参加していただき、さらに私が釧路に戻った日に、まだ釧路にいらしゃったので一緒に懇親をさせていただき、交流を深めさせていただいて、色々な話ができたとっております。

(質問)

- ・ 文化財保護法を踏まえた市内での開発行為への対応について、再三調査結果を提出するよう求めてきたけれども、着工し工事が継続されている状態だと思いましたが、率直な市長の受け止めをお聞かせください。

(市長)

- ・ 我々は我々の手続きをしっかりと進めていくことが重要だと思っております。

(質問)

- ・ 26日付けで文化庁の見解を事業者側に伝えたと思いますが、事業者側から例えば回答書の提出であったり、何かしらの連絡であったり、動きはあったのでしょうか。

(市長)

- ・ この度の事業者に宛てた通知については、事業者による開発行為が天然記念物鳥類の保存に及ぼす影響に関する専門家意見の確認などについて、速やかな対応を求めるものであり、要請書に対する回答はございません。
- ・ 私としては、釧路湿原をはじめとする豊かな自然と再生可能エネルギーの調和を目指して「ノーモア・メガソーラー宣言」を行った釧路市において、天然記念物の保存に及ぼす影響が軽微であるか評価できない開発行為が実施され、特別天然記念物タンチョウなどの滅失、き損等に及ぶ可能性が危惧されるといった、過去に例を見ない事案が発生したことは、誠に遺憾でございます。
- ・ 文化庁からも文化財保護法に照らし、当市意見のとおりに対応するようにといった見解が示され、一日も早く天然記念物鳥類への保存に及ぼす影響が評価できるようになることが、まずは重要であるといった認識でございます。

(質問)

- ・ 我々の手続きを進めていくことが大切とお話されましたが、今後、事業者が調査結果を提出してくるか不透明な部分もありますけれども、市として取りうる手続きは今後どういったものになるのでしょうか。

(市長)

- ・ 市としては、これまでも文化財保護法など法令に基づき適正に対処してきており、この度の文化庁からの回答においても、当市の意見のとおりに対応されるようにといった見解もいただいているところであります。
- ・ 現在、太陽光発電の建設規制に向けた条例化を進めており、「ノーモア・メガソーラー宣言」や、市議会の有志の皆様方による事業者に対する要請活動、市民の皆様方による様々な取り組みなど、豊かな自然と再生可能エネルギーの調和を目指す釧路市に、著名人の皆様方からも賛同や、懸念などが寄せられ、世論の関心が高まる中、国からも強力なバックアップをいただけたことは大変喜ばしいことであると認識しており、感謝の念に堪えないというのが正直な感想であります。
- ・ これらを力として、しっかりと豊かな自然と再生可能エネルギーの調和を目指してまいりたいと考えております。

(質問)

- ・ 今回の北斗の事業に限らないかもしれませんが、市として「ノーモア・メガソーラー宣言」、条例も間もなく制定と思いますが、一方で民間事業者が民有地で行う事業ということで、憲法で保障されている財産権との兼ね合いがでてくると思います。

- ・ 行政機関がどこまで介入できるのかといった難しさもあると思いますが、自然環境と経済活動の両立に向けて、今後、どのようなことに取り組んでいきますか。

(市長)

- ・ 市では、本年３月に「再生可能エネルギー基本戦略」を策定し、太陽光を含めバイオマスといった、釧路市の再エネのポテンシャルを生かし、今年度、促進区域の設定など再エネの促進にも取り組んでいるところです。
- ・ また、本市の恵み豊かな自然環境及び生物多様性の保全のための取り組みを多くの方々とともに推進していくために「釧路市生物多様性地域戦略」を策定することとしています。
- ・ 「釧路市生物多様性地域戦略」は、市民の方々の意見を取り入れたものを策定しようとしていますので、「釧路市生物多様性地域戦略」をきっかけに、市民の方々と釧路市の自然の豊かさや自然を保護していくことについて考えていきます。

(質問)

- ・ 条例案に対するパブリックコメントで多くの意見が寄せられ、SNS等で著名人からも関心があり、全国的な話題になっておりますけれども、それに対しての鶴間市長の受け止めをお聞かせください。

(市長)

- ・ 多数のご意見をいただいたことは、太陽光発電施設の設置に関して、地域の自然環境や安全・安心に大きな懸念を持たれており、市民の皆さまの関心の高さを示しているものと受け止めております。
- ・ そのご意見については、１件を条例案に反映したところであり、市として可能な限りの対応策を盛り込んでおります。
- ・ 今後も様々な知恵を出しながら、市民の皆さまのご心配や懸念が少しでも解消されるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

(質問)

- ・ 環境省の担当者の方が釧路に来られて、鶴間市長と面談すると聞いておりますが、国に対してはどのようなことを要望するのでしょうか。

(市長)

- ・ 本日、現地調査と釧路市の現状聞き取りのため、いらっしゃると伺っております。
- ・ １６時３０分から環境省の川越野生生物課長と私が話をすることとなっております。その中で、釧路市の現状の取組説明や、要望を伝えたいと考えております。

(質問)

- ・ 具体的に伝えたい要望はありますか。

(市長)

- ・ 話し合いなので、その中で守りたい自然のことや、現場の色々な考えなどをお伝えできればと思っております。

(質問)

- ・ 今回の文化庁の見解の中で、影響などが懸念される場合には、原状回復を求める可能性もあると言及されておりますけれども、事業者への取材では、整地の工事自体はすでに終わっていて、あとはパネルを設置するだけと伺っておりますけれども、この場合、実際に原状回復を求めるとなった場合に、原状回復ができるのか、そういったことも含めた今後の対応についてお聞かせください。

(市長)

- ・ 現在、文書にて事業者に対して、開発行為が天然記念物の保存に及ぼす影響について、専門家への意見を聴取して、速やかに市に報告することを求めています。

- ・ まずは事業者からの報告を待つこととなります。

(質問)

- ・ 釧路市北斗の建設現場の生息調査について、事業者側と提出先の博物館との間で、「提出した」、「してない」とか、「言った」、「言っていない」といった齟齬が非常に多くみられると思いますが、このように開発が進んでしまう前に市として何かできることがなかったか、対応できなかったかについて、どのようにお考えでしょうか。

(市長)

- ・ 我々が天然記念物鳥類の保存に及ぼす影響に関して評価する際には、専門家の意見を基に評価を行っており、一般的に専門家は意見する際には調査が必要とされることなど、事業者から事前の相談があった際に、これらを伝えております。
- ・ このような中、猛禽類に関しては、昨年12月、専門家意見が提出されることなく、予備調査といった調査報告書のみが送付され、また、キタサンショウウオにおいても、専門家意見はもとより有効な調査報告書が未提出の状況において、事業者による一方的な判断のもと、着工に及ぶといったことは、過去に例もなく、予見不可能でありました。

(質問)

- ・ 事業者は調査が済んでいる、市は調査が不十分といった理解といたしますけれども、この隔たりを埋めていくために、今後何が必要となりますか。

(博物館長)

- ・ 現在、天然記念物鳥類の保存に関する影響が評価できない、この状況を改善していただかない限りは前に進めない、隔たりを埋めるというよりも、これまでも要請をしてきてますが、我々がしっかりと評価できるように、しかるべきものを提出していただきたい、まずそこから始まるものと考えております。

(質問)

- ・ 工事関係者の方から、釧路市の太陽光発電施設変更・廃止届出書を見せていただきましたが、4月に工事期間の変更届が出されています。その中に環境保全課の受付印が押されていて、これで許可がされたと主張しておりましたが、見解をお聞かせください。

(太陽光発電施設対策主幹)

- ・ 環境保全課においてガイドラインに基づく届出を受理したところですが、その中で関係法令等の遵守等について、事業者からチェックをしていただいております。それを我々の方から関係各課へ提供しております。その関係各課に提供した中で、今回の文化財の部分について齟齬があったと認識しております。

(質問)

- ・ 受け付けた段階でガイドラインをしっかりと守るようにといったことを前提に受け付けたということで、今はそのガイドラインが守られていない状況で、そのため認められないといった理解でよろしいでしょうか。

(太陽光発電施設対策主幹)

- ・ ガイドラインについては、許可といったものにはなっていない、内容等が法令を遵守している届出を受理したといったことで、その受理によって工事を許可したといった仕組みにはなっていません。

(質問)

- ・ 事業者は許可されたと主張されておりますが、認識の間違いということでしょうか。

(太陽光発電施設対策主幹)

- ・ そうなります。我々は受理して、関係法令をきちんと守ったうえで、適切に進めてくださいと指導しております。

(質問)

- ・ 関係法令が守られていないから、今の状況では工事が認められないといったことでしょうか。

(太陽光発電施設対策主幹)

- ・ ガイドラインは届出制となっており、許可ではないのですけれども、その中で文化財の部分に不具合があるといったことですので、ガイドラインに基づいて法令等の遵守をして工事を行ってくださいと指導しております。

(質問)

- ・ 先日、市政懇談会や市民説明会等において、鉄道高架事業に係る駅周辺再整備のアンケート調査をされた結果がホームページに掲載されたが、3つの案の中で当初から市長がおっしゃっていたB案に51%の支持があったと結果が出ていましたが、アンケート結果についての市長の受け止め、アンケートにご回答いただいた人数も含め、こういった結果でB案が半数を超えているところの受け止めをお聞かせください。

(市長)

- ・ 市政懇談会および市民説明会には、延べ198人の方にご参加いただき、また、市民意見募集に234件の応募をいただきましたことに、本当に改めて感謝を申し上げます。
- ・ 意見募集の結果を見ますと、釧路駅直近の高架下道路の整備方針について、市が進めようと考えている、北大通と共栄新橋大通を2車線の直線で結ぶ案に対し、一定程度の理解と支持をいただいていると考えております。
- ・ また、現行計画のL字バス専用道路を支持する方の半数以上は、「にぎわいの拠点の形成」「ウォーカブルなまちづくり」を求めており、今回、道路の形は直線で進めていくこととなりますが、そのようなまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。

(質問)

- ・ 今回ご回答をいただいた人数は多かったのか、それとももっと意見をいただきたかったのか、市長の受け止めをお聞かせください。

(市長)

- ・ 確かに人口的に考えれば意見はいただきたかったと思います。ただ、他のパブリックコメントと比べて多く意見をいただいていること、また、市政懇談会や説明会に来ていただいた方が都心部のまちづくり事業に対して、熱心に考えていただいていると感じました。
- ・ そういった方の意見や、その場で言えなかったけれども意見を寄せてくれた人たちの意見は非常に重要と私は考えております。

(質問)

- ・ アンケートの中で、今後、駅周辺にあったらいい施設、例えば商業施設や観光施設などの回答も取られていましたが、今後、駅周辺の再整備とあわせ、北海道警察釧路方面本部移転後の土地も空くと思いますので、その利活用も含め、市長が今後、駅周辺、中心市街地の中で整備したい施設があるか、また、こういった施設が必要と思うので議論していきたいといったものがあればお聞かせください。

(市長)

- ・ やはり今まで交通のターミナルがあって、拠点であったということと、今も観光案内所がありますけれども、そこに観光機能は必要と思っております。
- ・ あとは民間がこの計画を見てどのように考えて投資してくるか、それには期待したいところです。
- ・ 施設などはこれからの議論になり、私は今フラットな形で考えております。皆さんのご意見を参考にしていきたいと思っております。

(質問)

- ・ 多数の意見があったことを踏まえ、直線の方針に至ったと思いますが、改めて直線化した狙いを具体的にお聞かせください。

(市長)

- ・ 釧路駅直近の高架下道路については、北大通と共栄新橋大通をし字で結ぶのか、それとも直線で結ぶのかといったことの前に、釧路市のような地方都市において、市民生活に自動車は欠かせないことは事実であり、地域の実情や特性を考えた場合、バスだけではなく、一般車の通行も可能とすることが望ましいと考えております。
- ・ そのうえで、直線化することにより、市民にとっても釧路市以外から訪れる人にとっても、わかりやすい道路網が形成され、鉄道南北のアクセス性が向上し、北大通と共栄新橋大通が1本のメインストリートとなることで、駅前、駅裏といったものがなくなり、鉄道南北の一体感が生まれると考えております。
- ・ そのようなことから、鉄道高架を契機として、駅周辺の再整備を行い、より、にぎわいをつくりだす、まちづくりが可能になると考えております。

(質問)

- ・ 今回の補正予算で、線形の計画変更に伴う予算が計上されておりますが、以前、市長が議会の方で議論を進めて納得のいく形でおっしゃっており、今回の議会での説明をもって、直線化が支持されたといった判断になるのでしょうか。
- ・ 2,000万円の補正予算が通ることで、議会の承認を得られたと考えてよろしいでしょうか。

(市長)

- ・ 議会にはこういった結果を踏まえて、補正予算を提案させていただいて、計画の見直しなどの次に進む予算も含まれております。そういった形で議論いただいて、線形については、この9月での議決が我々にとっては重要と思っております。

(質問)

- ・ 鶴間市長の公職選挙法違反の告発状を北海道警察が受理した件について、刑事訴訟法に基づいて受理されたことは、現職の首長が書類送検される事態になる見通しと思っております。
- ・ 今回の事態をどのように受け止めているのでしょうか。

(市長)

- ・ 今回の告発の件については、報道以上のことを私は正直存じておりません。
- ・ 特に私から申し上げられることもございません。

(質問)

- ・ 以前も市長としては、辞職する考えはないとおっしゃられていたと思っておりますけれども、その考えは受理されましたけれども、お変わりはないのでしょうか。

(質問)

- ・ 市長の任を全うしていきたいと思っております。

(質問)

- ・ 市政のトップが刑事告発され、やはり市民として不安を感じている方も多くいらっしゃると思います。市民にどのように説明するかお聞かせください。

(市長)

- ・ 内容等も含め、報道以上のことはわかりませんので、特段私から言えることがないのが実情であります。

(質問)

- ・ I Rについて、北海道が現在、全市町村に8月末までにアンケートを取り、関心の意向を調査している段階と思います。
- ・ 苫小牧市や函館市が会見の方でも市長が、前向きに関心があると述べておりますが、現状の段階で釧路市としてどのような回答をしたか、市長のお考え、検討状況をお聞かせください。

(市長)

- ・ 現在、庁内で協議中であり、後ほどお知らせさせていただきます。